最終更新日：2016年9月1日

株式会社T＆Dホールディングス
代表取締役社長　喜田哲弘
問合せ先：株式会社T＆Dホールディングス 総務部　TEL：03-3272-6110
証券コード：8795
http://www.td-holdings.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、T＆D保険グループ（以下「当社グループ」という）の全ての役職員が共有する経営の基本原則として、「T＆D保険グループ経営理念」、「T＆D保険グループ経営ビジョン」を定めております。
・T＆D保険グループ経営理念、T＆D保険グループ経営ビジョン(http://www.td-holdings.co.jp/company/group/vision/)
「T＆D保険グループ経営理念」のもと、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定めております。
・コーポレート・ガバナンス基本方針(http://www.td-holdings.co.jp/company/group/governance/pdf/governance_policy.pdf)

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】
当社は、機動的かつ求心力のあるグループ経営を実施できる、効率的で透明性の高い経営体制を目指すことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

1．当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うとともに、株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。

2．当社は、お客さま、株主、従業員、代理店、取引先および地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な企業文化・風土の醸成に取り組んでまいります。

3．当社は、財務情報および経営戦略・経営課題その他の非財務情報を含めた会社情報を適時適切に開示し、経営の透明性向上に取り組んでまいります。

4．当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に取り組んでまいります。

5．当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、ステークホルダーとの建設的な対話に取り組んでまいります。

【グループ経営の推進】
持株会社である当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分および資本政策の策定等の役割を担うとともに、傘下会社である太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、T＆Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「生命保険会社3社」という）を中心として、T＆Dアセットマネジメント株式会社およびペット＆ファミリー少額短期保険株式会社を加えた5社（以下「直接子会社」という）が抱える経営上のリスクを的確に把握し、当社グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理体制の構築に取り組んでまいります。
一方、独自の経営戦略を有する直接子会社は、自社の強みを活かすマーケティング戦略の決定と事業遂行を通じて、独自性・専門性を最大限発揮し、当社グループ企業価値の増大に取り組んでまいります。
上記のとおり、当社グループは、当社と直接子会社の役割と権限を明確化したうえで、グループ経営を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第20条において、当社グループの政策保有に関する方針や議決権行使についての考え方を次のとおり定めております。

1．当社グループは、上場株式の政策保有を行う場合、次の方針に基づくものとする。
（1）上場株式の政策保有を行う目的は、長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ること、または、業務上の提携関係の維持・強化とする。
（2）当社および政策保有株式を有する当社グループ各社の取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証する。

2．当社グループは、適切な議決権の行使が相手先企業の健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立や持続的成長を促すとともに、株主利益の向上に資する重要な手段と考え、政策保有株式について議決権を行使する。

3．前項の議決権の行使にあたっては、形式的な基準で判断するのではなく、相手先企業における経営判断を尊重しつつ、中長期的な視点で

の対話等を通じ、認識の共有を図る。なお、株主利益を損なうおそれがあると判断される場合には、議決権の適切な行使を通じて株主としての意思を表示する。

【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第21条において、関連当事者間の取引について次のとおり定めております。

1. 当社は、当社と取締役または主要株主等との取引（関連当事者間の取引）が、当社および株主共同の利益を害することのないよう、次の態勢整備を行う。
（1）「T＆D保険グループコンプライアンス行動規範」において、利益相反行為の禁止等について定める。
（2）取締役と当社の利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項として定める。また、監査役は、監査役監査基準の定めに基づき、同取引において取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する。

【原則3－1 情報開示の充実】
当社の経営理念や経営ビジョン、中期経営計画については、ディスクロージャー資料（T＆Dホールディングスの現状）、アニュアルレポートおよび当社ホームページ等で開示しております。
・T＆D保険グループ経営理念、T＆D保険グループ経営ビジョン(http://www.td-holdings.co.jp/company/group/vision/)
・中期経営計画(http://www.td-holdings.co.jp/company/group/mid-term-plan/)
また、コーポレート・ガバナンス基本方針において、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方や取締役・監査役の選任に関する方針と手続き、役員報酬等の決定に関する方針を定めております。
第2条　コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方
第6条　取締役の選任に関する方針と手続き
第11条　監査役の選任に関する方針と手続き
第14条　指名・報酬委員会の役割および構成
第15条　役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針
・コーポレート・ガバナンス基本方針(http://www.td-holdings.co.jp/company/group/governance/pdf/governance_policy.pdf)
なお、取締役・監査役候補者等の個々の選任・指名については、上記コーポレート・ガバナンス基本方針第6条および第11条に記載の方針を充足する者を選任することとしており、株主総会招集通知において各候補者別の略歴・候補者とした理由を記載しております。社外役員候補者については、社外役員候補とする理由等を記載しております。
・株主総会招集通知（P.6～12）（http://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/h_j201606_syousyu.pdf）

【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第4条において、取締役会の役割について次のとおり定めております。

1. 取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めに基づき、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。

2. 取締役会は、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、前項に定める事項を除く業務執行に係る権限を代表取締役社長に委任する。代表取締役社長は、業務執行に係る権限を、各業務を担当する執行役員に委任することができる。

【原則4－8 独立社外取締役】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第5条において、社外の企業経営者・法律専門家等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築等および業務執行の監督に適切に反映させるため、複数の社外取締役を選任することを定めております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性基準】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第13条において、独立社外役員にかかる独立性基準について次のとおり定めております。

1. 当社は、社外取締役候補者および社外監査役候補者について、次の独立性基準を充足する者を選任する。
（1）現にまたは過去10年間において、当社および当社の子会社の業務執行者でないこと。
（2）現にまたは最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者でないこと。
（3）現にまたは最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でないこと。
（4）現にまたは最近において、当社および当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは(2)および(3)に掲げる者の近親者でないこと。
（5）その他、社外役員としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがないこと。

【補充原則4－11－1 取締役会の構成】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第5条において、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方について次のとおり定めております。

1. 取締役の員数は、定款で定める12名以内とし、取締役会は、当社グループの中核事業である生命保険事業の幅広い事業領域に相応しい、知識・経験・能力のバランスおよび多様性を備えた人材で構成する。
また、当社グループにおける十分な意思疎通および迅速な意思決定を図るとともにグループガバナンスを強化する観点から、中核生命保険会社3社（太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、T＆Dフィナンシャル生命保険株式会社）の社長をはじめ、直接子会社と当社を兼務する取締役を複数選任する。
さらに、社外の企業経営者・法律専門家等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築等および業務執行の監督に適切に反映させるため、複数の社外取締役を選任する。

【補充原則4－11－2 取締役・監査役の兼職】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第7条および第12条において、当社以外の会社の役員等を兼職する場合、取締役は取締役としての善管注意義務および忠実義務を、監査役は監査役としての善管注意義務を、それぞれ履行できる範囲内と定めております。なお、具体的な兼職状況については、株主総会招集通知において開示しております。
・株主総会招集通知（P.24、25）（http://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/h_j201606_syousyu.pdf）

【補充原則4－11－3 取締役会の評価】

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第8条において、取締役会全体の実効性を担保するため、取締役会が適切に機能し成果をあげているか、当社の中長期的な企業価値向上に取締役会がどのように貢献しているかについて、年1回、取締役の自己評価を踏まえた取締役会全体の評価を実施することを定めております。
なお、平成27年度の取締役会評価結果の概要は、次のとおりです。
『当社は、平成27年度の取締役会全体としての実効性に関し、取締役・監査役の自己評価およびインタビュー等をベースに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。
当社の取締役会は全体として概ね適切に運営されており、その実効性は確保されていると判断しております。
なお、平成26年度評価で課題と認識しました事項(付議内容の分かりやすさ、資料配付時期の早期化等)につきましては、概ね改善されております。
ただし、取締役会の活性化に資する態勢整備につきましては、引き続き改善の必要性を認識しており、例えば、付議方法、説明方法、資料作成方法等の改善を通じて、更に充分な議論が行われるよう環境整備を検討してまいります。
本実効性評価等を踏まえ、引き続き取締役会の監督機能および意思決定プロセスの更なる向上を図ってまいります。』

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第16条において、取締役および監査役等の研修等の方針について次のとおり定めております。

1. 当社は、就任時および在任中継続的に、取締役および監査役等に対して、その役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得、更新に関する機会の提供を行う。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第19条において、株主との対話を促進するための体制整備・取組に関する方針について次のとおり定めております。

1. 当社は、株主等との建設的な対話を重視し、対話を通じて当社経営方針にかかる理解を深めるよう取り組むとともに、対話を通じて得た情報等については、経営陣へ定例的に報告することで当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組む。

2. 株主等との対話にあたり、IR担当として経営企画部担当執行役員を、SR担当として総務部担当執行役員をそれぞれ指名する。

3. 当社は、当社グループの経営環境、経営戦略および財務・業績状況に関する情報につき、法律に定める開示に加え、IR・SR活動やホームページでの音声・動画配信等を行うことで、情報開示の充実にむけ取り組む。

4. 上記3の情報開示を実施する際には、IR・SR担当部署をはじめとした関連各部および当社グループ各社との連携を密にし、開示する情報の充実にむけ取り組む。

5. 当社は、決算発表準備期間中に未公表の決算情報の漏洩を防止するため、決算発表日から遡る10日間をIR・SR活動の「沈黙期間」とすることで、IR・SRにおける公平性の確保に取り組む。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	24,702,600	3.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,349,700	3.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,650,000	3.03
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA／NV 10	14,162,458	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	12,641,800	1.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	9,329,249	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	8,869,400	1.30
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	8,859,478	1.30
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	8,703,288	1.28
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	8,344,696	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

(注)
1. 上記のほか当社保有の自己株式32,723,022株(4.80%)があります。
2. 平成28年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行並びにその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、平成28年3月14日現

在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、上記の表中に記載の株式会社三菱東京UFJ銀行を除き、当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,650	3.03
三菱UFJ信託銀行株式会社	16,819	2.47
三菱UFJ国際投信株式会社	2,436	0.36
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	7,919	1.16
合　　計	47,825	7.02

3. 平成28年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ラッファー・エル・エル・ピーが、平成28年3月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ラッファー・エル・エル・ピー	29,248	4.29

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀　龍兒	学者											
松山　遙	弁護士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀　龍兒	○	――	当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また日商岩井株式会社（現双日株式会社）の取締役として企業経営に携わった経験に加え、企業法務部門の経験を有する大学教授として培った高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定および業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため。

松山　遙	○	社外取締役松山遙氏がパートナーを務める日比谷パーク法律事務所と当社との間で現在取引関係はありませんが、当該法律事務所と平成23年11月29日から平成24年6月30日まで法律事務に関する委任契約を締結し、契約に基づく報酬として5百万円未満を支払った取引がありました。	当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また企業法務に精通した弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定および業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

・当社は、役員の選任および役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保および説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

・指名・報酬委員会は、当社および主な子会社の取締役候補者、監査役候補者および執行役員の適格性を確認するとともに、役員報酬に関する事項について審議し、取締役会に対して意見具申を行っております。

・委員は、取締役社長および社外取締役で構成され、独立性および中立性を確保するために、委員の過半数を社外取締役から選任しております。
また、委員長は、社外取締役の中から、委員の互選により選定することとしております。

・指名・報酬委員会の事務局は総務部に設置し、適時委員会を開催しております。

・取締役会は、指名・報酬委員会の意見具申を受けて、適格性を判断の上、取締役候補者、監査役候補者および執行役員を選任するとともに、役員報酬に関する事項について決定することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との連絡会を平成27年度に7回開催し、監査計画、監査実施状況および監査結果について、報告を受ける等相互連携を図っております。さらに、情報交換ミーティングを15回開催し、監査役と会計監査人の双方向からの積極的な連携を行っております。また、内部監査部との連絡会を平成27年度に12回開催し、内部監査状況等について報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩井　重一	弁護士													
小澤　優一	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩井　重一	○	―――	当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また弁護士として、東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長等、法曹界における重責を果たしてきており、高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外監査役として一般株主保護の観点等から取締役の職務執行の監査等の役割を果たすことが期待できるため。
小澤　優一	○	―――	当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また企業法務に精通した弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外監査役として一般株主保護の観点等から取締役の職務執行の監査等の役割を果たすことが期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役および社外監査役は、当社が定める独立性基準および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、社外取締役・社外監査役各2名すべてを独立役員に指定しております。
なお、社外取締役2名のうち1名については、女性を登用しております。

当社が定める独立性基準は以下のとおりです。
（社外役員の独立性基準）
1. 現にまたは過去10年間において、当社および当社の子会社の業務執行者でないこと。
2. 現にまたは最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者でないこと。
3. 現にまたは最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でないこと。

4. 現にまたは最近において、当社および当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは上記2および上記3に掲げる者の近親者でないこと。
5. その他、社外役員としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の額とは別枠として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額100百万円の範囲内で設定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、当社および一部の子会社の取締役(社外取締役を含む非常勤取締役を除く)および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションを付与することとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告書について、当社ホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を含む非常勤取締役を除く)の報酬等は、月例報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションで構成しております。社外取締役を含む非常勤取締役の報酬等は、月例報酬で構成しております。
取締役の報酬等は、平成24年6月27日開催の第8回定時株主総会にて、年額上限額の決議を行い、そのうち取締役の賞与の総額については、取締役会にて年額上限額を決定しております。
また、上記の取締役の報酬等とは別枠として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の年額上限額を決議しております。
当社は、役員の選任および役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保および説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、平成27年1月付で任意の指名・報酬委員会を設置しております。
各取締役の月例報酬および賞与は、取締役会で決定された評価基準に従い、会社業績評価および担当部門評価に基づく個別評価を実施し、指名・報酬委員会において審議のうえ決定しております。
株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外取締役を含む非常勤取締役を除く取締役に対して、企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、役位に応じた新株予約権を割り当てることとしております。
また、取締役(社外取締役を含む非常勤取締役を除く)は、月額報酬の一定額以上を、役員持株会を通じた自社株購入に充てることとしております。
監査役の報酬等は、月例報酬で構成しております。
監査役の報酬等は、平成24年6月27日開催の第8回定時株主総会にて、年額上限額の決議を行い、その範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役への情報伝達、取締役会資料の事前配布および事前説明等について総務部で実施しております。
・社外監査役への情報伝達、会議資料の提供・説明等について常勤監査役、監査役室および総務部で実施しております。
・社外取締役および社外監査役による代表取締役との意見交換、会計監査人との意見交換、各所管部門長との意見交換、主要な子会社の取締役・執行役員との意見交換および主要な子会社の事業所等訪問等を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち2名が、会社法に定める社外監査役です。なお、社外監査役2名とも独立役員として指定しております。加えて、当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法

務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備の一環として、「取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。」ことを明定しており、社外取締役2名(うち女性1名）を選任しております。なお、社外取締役2名とも独立役員として指定しております。また当社では、業務執行能力の強化を目的に執行役員制度を導入し、監督と執行の責任の明確化を図ることで、取締役会のガバナンス機能を強化しております。

・当社は社外取締役および社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。

・当社の経営および当社グループの経営管理に関する重要な事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、それに並列して、当社取締役である生命保険会社3社の社長が参加し、グループ戦略およびそれに付随する重要な事項を審議するための機関として「グループ戦略会議」を設置しております。なお、経営に関する当社またはグループ共通の戦略・課題等について、定期的に審議する常設機関として、以下の委員会を設置しております。

〇グループコンプライアンス委員会
当社グループのコンプライアンス態勢を強化することを目的に、取締役会の下部機関として設置。
〇グループCSR委員会
CSR活動のグループ内連携を一層図り、グループ一体となった取組みを推進していくことを目的に、取締役会の下部機関として設置。
〇グループリスク統括委員会
当社グループにおけるリスクを統括管理し、リスク管理の徹底を図ることを目的に、経営会議の下部機関として設置。
〇グループERM委員会
当社グループの収益・リスク・資本を経済価値ベースで一体的に管理するエンタープライズ・リスクマネジメント（ERM）の推進・充実を通じて、安定的・持続的なグループ企業価値の増大を促進することを目的に、経営会議の下部機関として設置。
〇グループIT・事務戦略委員会
IT・事務に関するグループ横断的な課題への対応を図ることを目的に、グループ戦略会議の下部機関として設置。
〇グループ事業投資委員会
当社グループの事業投資等について、グループの一元的な推進・管理を行うことにより、効率的かつ実効性の高い業務運営を実現することを目的に、グループ戦略会議の下部機関として設置。

・当社は、役員の選任および役員報酬に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保および説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

・平成27年度の諸会議の開催状況は次のとおりです。会社の業務執行に関する意思決定と各取締役の職務執行を監督するため、取締役会を23回、監査役会を16回開催いたしました。また、前述の経営会議を56回、グループ戦略会議を16回、グループコンプライアンス委員会を5回、グループCSR委員会を5回、グループリスク統括委員会を20回、グループERM委員会を17回、グループIT・事務戦略委員会を6回、グループ事業投資委員会を4回および指名・報酬委員会を5回開催いたしました。

・当社は、当社および直接子会社に、他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しております。各社の内部監査部門では、業務の規模・特性をふまえたリスク・プロファイルに応じた内部監査体制の強化に努め、経営目標の効果的な達成に役立つよう、業務執行部門の内部管理態勢の適切性・有効性を評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行っております。
また、当社の内部監査部は、直接子会社の内部監査実施状況のモニタリング等を通じてグループ全体の内部管理態勢を把握するとともに、必要に応じて指導・助言することにより、グループ全体の内部監査体制の強化に努めております。
監査役監査につきましては、財務・会計に関する知見を有する監査役を選任しております。また監査役を補佐する専任組織として監査役室を設置し、監査役の要請に応じた人員配置を行っております。
監査役は、取締役会に加えて、経営会議、グループ戦略会議、グループコンプライアンス委員会、グループCSR委員会、グループリスク統括委員会等、重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、内部監査部、リスク統括部、経営企画部（内部統制担当）から報告を受けることなどを通じて、取締役の職務の執行を監査しております。
グループ各社の監査役からは、各社の監査計画、監査実施状況等について報告を受け、連携しております。また当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任しております。
なお、内部監査部、監査役および会計監査人は、連絡会を開催し、監査結果の交換等を通じて密接に相互連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・社外取締役が、中立・独立の立場から、取締役会による業務執行の意思決定が適切かつ効率的に行われていることを監督し、社外監査役が、他の監査役や内部監査・内部統制部門等と緊密に連携し、経営への監視機能を発揮することは、透明性の高い経営体制の構築に資すると考えることから、当社は取締役会において経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、取締役の職務執行状況等の監査を実施することを柱とするコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第12回定時株主総会に関し、法定発送期限の7日前（株主総会の3週間以上前）に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第12回定時株主総会に関し、集中日の1日前に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	平成17年6月より電磁的方法による議決権行使を導入しました。また、平成19年6月より携帯電話による議決権行使を導入しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成18年6月より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを通じた議決権行使を導入しました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳版（全訳）を作成しました。
その他	当社ホームページに招集通知およびその英訳版を掲載しました。 また、招集通知（日本語版）は、株主総会1ヵ月前に当社ホームページに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動におけるIRポリシーを作成、公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を定期的に実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算開示後に電話会議およびIR説明会を実施、また各四半期決算開示後に電話会議を実施しております。その他定期的に国内IR活動を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年4回程度、海外IR活動を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	説明会配布資料とともに、説明要旨および質疑応答メモ（日・英）を掲載しております。また、代表者による説明会のプレゼンテーションを動画配信しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内にIRを専担とするIR課を設置しております。	
その他	アニュアルレポートは、英語版（冊子）、日本語版（PDF）およびオンライン版（日・英）を制作しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「T&D保険グループCSR憲章」を制定し、お客さまや株主の皆さまはもとより広く社会に対して、経営情報を適時適切に開示するとともに、積極的に対話を図ることとしております。
	CSRへのグループとしての取り組みを明確にするために、「T&D保険グループCSR憲章」を制定し、「より良い商品・サービスの提供」、「コンプライアンスの徹底」、「人権の尊重」、「コミュニケーション」、「地域・社会への貢献」、「地球環境の保護」を通じて、生命保険業等の公

環境保全活動、CSR活動等の実施	共的使命と企業の社会的責任を果たすことを目指しております。さらに、「T&D保険グループ環境方針」を制定し、企業活動に際して、環境問題の重要性を十分認識し、地球環境の保護に配慮して行動しております。また、グループのCSR活動を取りまとめた「T＆D保険グループCSRレポート」を作成し、各ステークホルダーに配布するとともに、当社ホームページにも掲載しております。これらの活動をより一層充実させるため、グループCSR委員会を設置し、グループ一体となったCSR活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー規程」を制定し、正確かつ積極的なディスクロージャーを実施することにより、株主、投資家、保険契約者、その他利害関係者を含めた社会からの信頼の維持および向上を図ることとしております。また、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」を制定し、提供する商品・サービスの内容やグループの経営情報について正しく開示し、説明することとしております。
その他	・当社ではディスクロージャー資料を作成し、生命保険会社3社および少額短期保険会社（ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社）の拠点（本社、支社、営業所等）に備え置き、公衆の縦覧に供しております。また、生命保険会社3社ならびに少額短期保険会社でもディスクロージャー資料を作成し、各社の拠点および主要な代理店等に備え置き、公衆の縦覧に供しております。当社ホームページにおいては、会社概要、経営情報や最新のニュースなど、分かりやすく適時適切に開示しております。 ・当社グループでは「多様な人材が働きがいを感じながら能力発揮できる企業風土づくり」を推進しております。 とりわけ女性が従業員の多数を占める当社グループにあって、女性のさらなる能力発揮は持続的な企業価値向上の源泉であり、女性の活躍推進はグループの重要な経営課題と認識しております。 この認識のもと、傘下の生命保険会社3社では、各社で人事・処遇制度の改定や各種の両立支援制度を導入するとともに、管理職候補者の研修やグループ合同のセミナー開催等により、女性のキャリア意識向上と管理職の意識変革に努めてまいりました。また、グループ協働で男性の育児休業取得促進や総労働時間の縮減策を実施し、誰もが働きがいを持って活躍することのできる職場づくりを進めております。 これら女性活躍推進取組みを着実に前進させるために、生命保険会社3社ではそれぞれのビジネスモデルに基づき、行動計画を策定しております。 詳細につきましては各社ホームページをご参照ください。 ・生命保険会社3社の行動計画 太陽生命 http://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/press_article/h26/261111.pdf 大同生命 http://www.daido-life.co.jp/about/company/diversity.html T&Dフィナンシャル生命 http://www.tdf-life.co.jp/company/diversity.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、グループのコア事業である生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性・適切性の確保及び社会的負託に応えるため、業務執行を適正にコントロールすること、及びグループ運営の過程で生じる不測の事態がもたらす経営への影響を最小限にとどめることが重要と考えております。
この考え方に基づき、当社では会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、以下の体制を構築しております。

1．法令等遵守体制
（1）「T&D保険グループCSR憲章」、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」及び「T&D保険グループコンプライアンス態勢整備基本方針」を制定し、法令等遵守に関する基本方針・遵守基準としてこれらを取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
（2）取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
（3）取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
（4）グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的としたグループ横断的な委員会を、取締役会の下部組織として設置する。
（5）反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な手順を整備するとともに、すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人にこれを徹底させる。
（6）グループ内のすべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定め、法令等違反行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性のある制度とする。
（7）使用人による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定める。

2．効率性確保体制
（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
（2）組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
（3）コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。
（4）グループの経営計画を適正に策定・運用するための規程を定め、それに基づき取締役会において経営計画の大綱を策定のうえグループの中期的な経営計画を決定する。

3．情報保存管理体制
（1）取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部署及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
（2）グループの情報セキュリティに関するポリシー等の規程によって、グループの情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

4．リスク管理体制
（1）グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
（2）グループにおけるリスクを統括管理する委員会を設置し、統一したリスク管理指標に基づくリスクの状況についてグループ全体のモニタリングを通じて、グループ各社が抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。
（3）グループの危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、グループ全体の危機対応体制を整備する。

5．グループ内部統制
（1）グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負託に応えるため、当社が直接的に経営管理する子会社と経営管理に関する契約を締結し、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。
・グループで統一すべき基本方針
・当社と事前に協議すべき子会社の決定事項
・子会社が当社に報告すべき事項
・当社による子会社への指導・助言
・当社による子会社への内部監査の実施
（2）上記の「当社と事前に協議すべき子会社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が直接的に経営管理する子会社がその他グループ会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。

6．財務報告内部統制
（1）組織の内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは組織に対する社会的な信用の維持・向上に資することになることを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。

7．内部監査体制
（1）内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。
（2）内部監査を通じて内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

8．監査役監査実効性確保体制
〔監査役室の使用人の独立性確保に関する体制〕
（1）監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、監査役室を設置し使用人を配置する。また、監査役室の使用人の人事

評価・人事異動等に関し、常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。
(2)使用人に対する指揮命令権は監査役に属すること、および監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。
(3)監査役又は監査役会より監査役室の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。

〔監査役への報告に関する体制〕
(1)取締役及び執行役員は、監査役に取締役会、経営会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。
(2)取締役、執行役員及び使用人は、監査役による会社の重要な決裁書及び報告書の閲覧に関し、必要と判断した場合や監査役より要請があった場合は速やかに内容を説明する。
(3)取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他の監査役監査のため求められた事項を速やかに監査役に報告する。
(4)取締役及び執行役員は、子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に当社の監査役に報告する体制を整備する。
(5)監査役に上記(1)～(4)の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

〔その他監査役監査の実効性確保に関する体制〕
(1)取締役及び取締役会は監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
(2)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
(3)代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
(4)内部監査部門及び法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力に向けた基本的な考え方＞
当社グループはT&D保険グループコンプライアンス行動規範に規定した「市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠して、以下のT&D保険グループ反社会的勢力対応に関する基本方針を定め、当社ホームページで公表しております。
(1)組織としての対応
反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
(2)外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
(3)取引を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。なお、他社(信販会社等)との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とします。
(4)有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
(5)裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞
(1)統括部署の設置
統括部署を設置したうえで、関係各部と協働して反社会的勢力に対する対応体制を構築しております。
(2)外部の専門機関との連携
顧問弁護士、所管警察署および全国暴力追放運動推進センターとの連携体制を構築しております。
(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理
傘下会社や加盟団体等を通じ、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析して、T&D保険グループ共有の反社データベースの充実に努めております。
(4)対応マニュアルの整備
反社会的勢力対応規程・反社会的勢力対応細則を設け、反社会的勢力への対応要領を定めております。
(5)研修活動の実施
コンプライアンス・プログラムに研修計画を定め、毎年定期的に反社会的勢力との関係遮断に向けた研修を実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の概要＞
当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 当社グループの適時開示に係る規程の制定
当社は、「内部者取引管理および適時開示に関する規程」を制定し、当社グループの重要な会社情報（以下、重要情報という）の管理と適時適切な開示、当社役職員の内部者取引管理等を実施しております。
また、当社グループ各社においても、当社と同様の諸規程を制定し、各社の重要情報の管理や役職員の内部者取引管理等を実施しております。

2. 当社グループの会社情報の適時開示に係る体制
当社は、「内部者取引管理および適時開示に関する規程」に基づき、経営企画部担当執行役員を重要情報管理責任者、各部長を重要情報管理者とするとともに、当社グループ各社においても、諸規程に基づき、重要情報管理責任者等を定め、両者が相互に連携する形で当社グループの重要情報について、適時適切な情報開示が実施できる体制を構築し、一層の適時適切な情報開示に努めております。

【ガバナンス体制図】

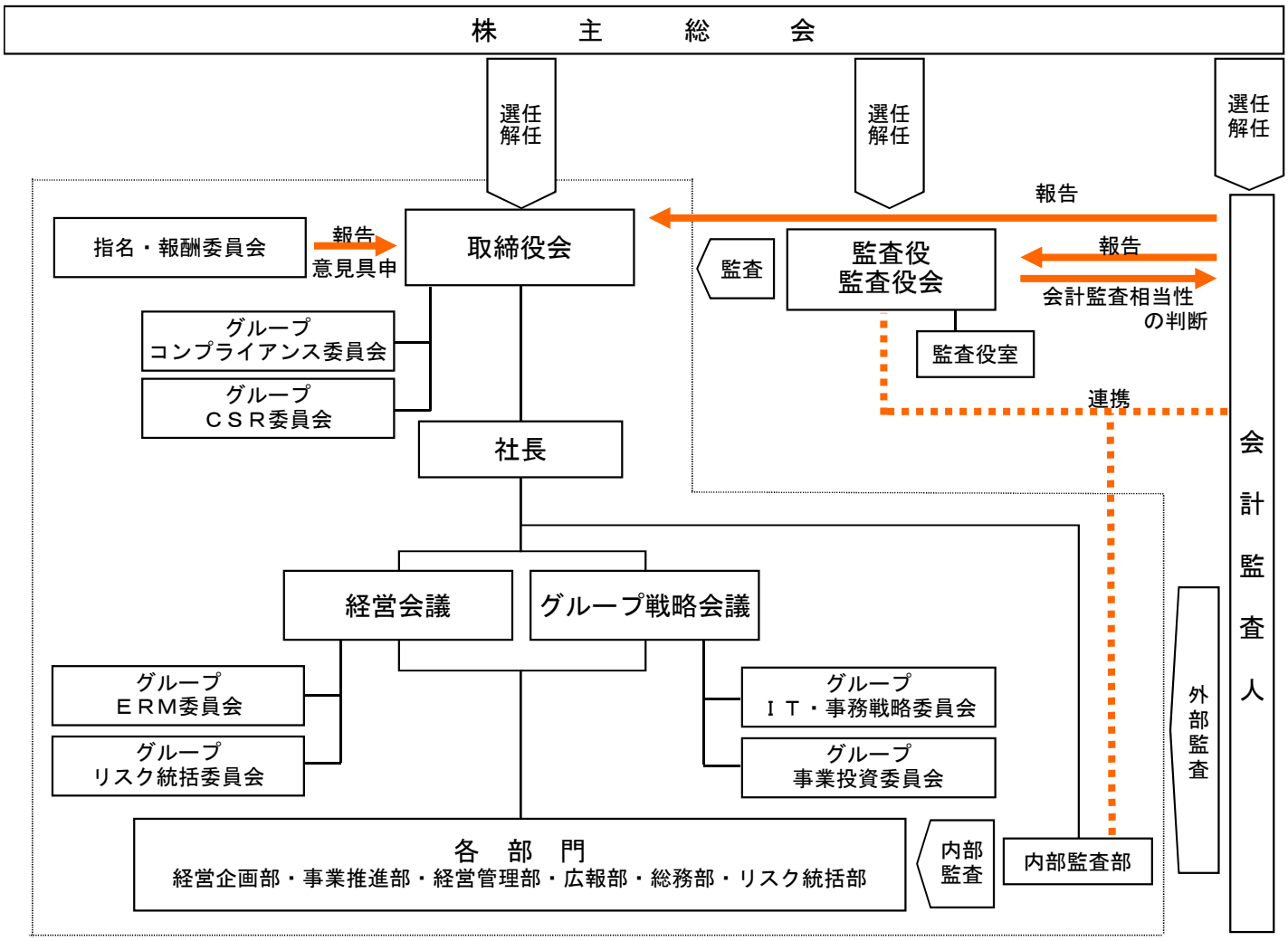
株　主　総　会
選任
解任
選任
解任
選任
解任
報告
指名・報酬委員会
報告
意見具申
取締役会
監査
監査役
監査役会
報告
会計監査相当性
の判断
監査役室
グループ
コンプライアンス委員会
グループ
ＣＳＲ委員会
連携
社長
会計監査人
経営会議
グループ戦略会議
外部監査
グループ
ＥＲＭ委員会
グループ
リスク統括委員会
グループ
ＩＴ・事務戦略委員会
グループ
事業投資委員会
各　部　門
経営企画部・事業推進部・経営管理部・広報部・総務部・リスク統括部
内部
監査
内部監査部

【当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制】

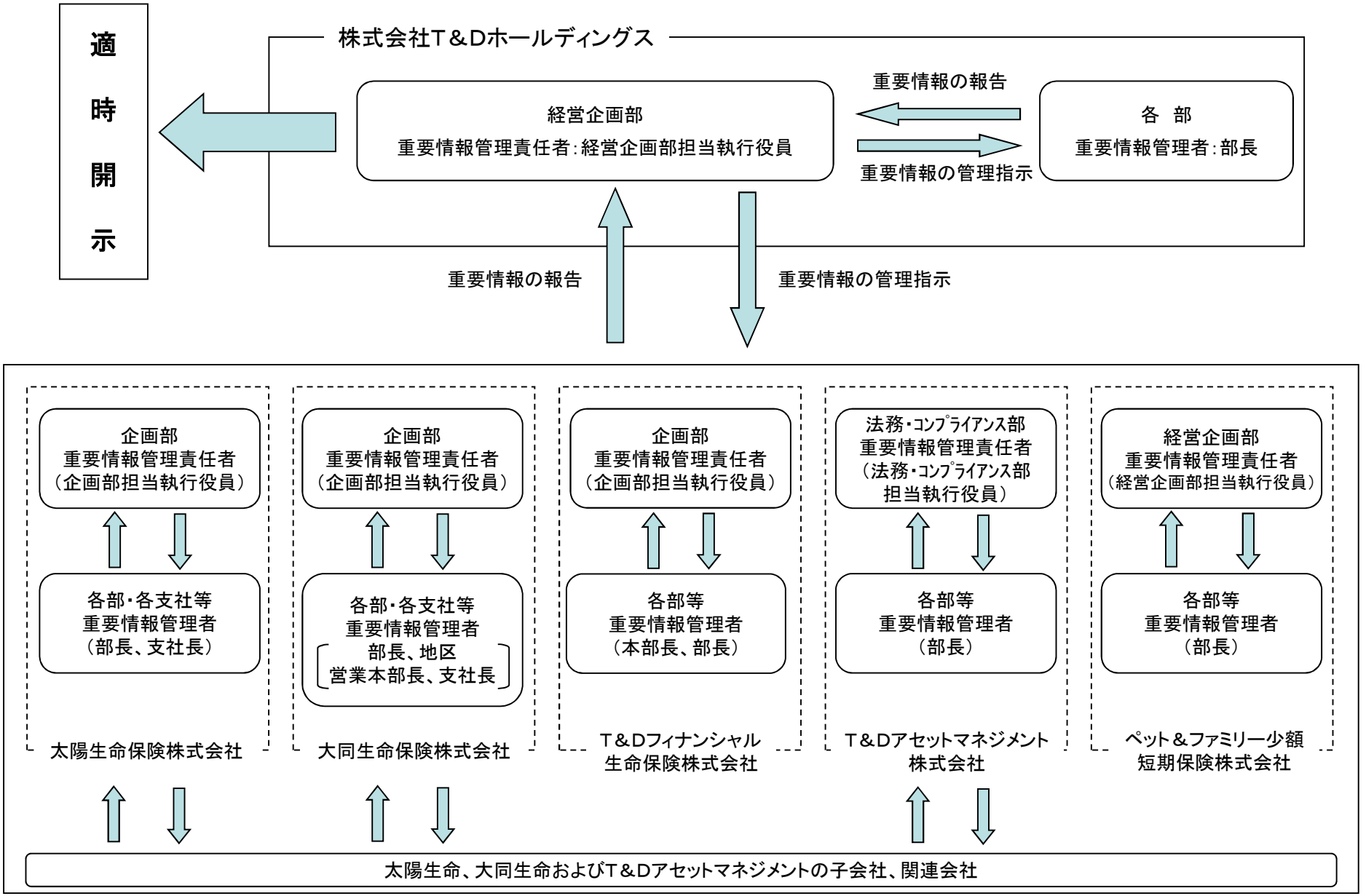

※太陽生命・大同生命及びT＆Dアセットマネジメントの子会社・関連会社は、窓口となる各社の重要情報管理者と連携をとります。